

ヒブワクチン接種に助成します

市では、平成22年4月からヒブワクチンの接種に助成します。

ヒブは、幼児の「細菌性髄膜炎」(脳や脊髄を覆っている髄膜に細菌が感染して炎症を起こす病気)の原因菌で、発症は0〜1歳までが最も多く、全国で毎年約1,000人が発病し、致死率は約5%、発達障害などの後遺症も約20%に残るとされている病気です。

助成開始時期

平成22年4月1日以降の接種分から

助成対象者

市内在住の2か月〜5歳未満児

助成額

1回の接種につき3,000円を助成します。

協力医療機関(左表参照)で接種された場合、支払い時に3,000円が減額されます。

助成の回数

対象児の年齢	助成回数	接種間隔
2か月～7か月未満	4回以内	4～8週間の間隔で3回接種、1年後さらに1回接種
7か月～1歳未満	3回以内	4～8週間の間隔で2回接種、1年後さらに1回接種
1歳～5歳未満	1回	1回接種

市内協力医療機関

医療機関名	住所	電話番号
青山医院	吉井	46-0321
井上医院	沢部	42-1190
嬉野診療所	山国	42-8477
桂医院	大門	43-0252
神医院	森	47-0144
曾野医院	東古瀬	42-6299
田淵医院	新町	48-0160
東条診療所	新定	46-0048
ますむら医院	上滝野	48-0704
松本小児科医院	社	42-5105
森下クリニック	社	42-0024

協力医療機関以外で接種された場合は償還払いになりますので、領収書、接種済証、印鑑、振込先口座のわかるものを持って保健センターで手続きしてください。

接種方法

直接、医療機関へ予約し、年齢と住所が確認できるものを持参して接種を受けてください。

接種費用は医療機関によって異なりますので、予約時にご確認ください。

その他

ワクチンの流通量が限られていますので、予約から接種まで期間が必要となつていきます。

問い合わせ

市民安全部健康課(保健センター)
☎42・2800

「子ども手当」の支給についてお知らせします

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを支援するため、平成22年4月から「児童手当」に代わり「子ども手当」が支給されます。

【支給対象者】

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了までの児童)を養育している方

【支給額】

中学校修了までの児童1人につき、月額13,000円

【支給時期】

毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支給(平成22年6月は、平成22年2、3月分の児童手当と4、5月分の子ども手当が支給されます)



児童手当制度を子ども手当制度に置き換えるため、現在、児童手当を受給されている世帯は申請不要です。中学生等、新たに支給対象となるお子様がられる世帯には、4月中に申請書を郵送しますので、手続きしてください。

加東市に住民票のないお子様を養育されている方も、子ども手当を受給できる場合があります。くわしくは下記までお問い合わせください。

支給対象者が公務員の場合は、職場での申請となります。

問い合わせ 福祉部子育て支援課(社庁舎) ☎43-0408